



# 島根県報

令和 7 年10月28日（火）

第 6 6 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

公有水面埋立免許の変更許可の出願 (河 川 課) 2

### 【特定調達公告】

令和 8 年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資 (下 水 道 推 進 課) 5

源化による処分業務委託に係る一般競争入札の実施

令和 8 年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資 ( " ) 9

源化による処分業務委託に係る一般競争入札の実施

### 【収用委告示】

公示送達 12

---

# 告 示

---

## 島根県告示第584号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項の規定により免許した公有水面埋立て（平成16年島根県告示第1550号）について、次のとおり埋立地の用途の変更許可の出願があったので、同法第13条ノ 2 第 2 項において準用する同法第 3 条第 1 項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から 3 週間一般の縦覧に供する。

令和 7 年10月28日

島根県知事 丸 山 達 也

### 1 出願人

松江市末次町86

松江市長 上定昭仁

### 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

#### (1) 埋立区域

##### ア 位置

島根県松江市美保関町下宇部尾481番地先道路敷から同市下宇部尾488－ 2 番地先国有護岸を経て同市下宇部尾1133－ 1 番地に至る間の地先公有水面

##### イ 区域

##### 2 工区

次の各地点を順次に結んだ線及びA－ 2 の地点とA－ 3 の地点とを結んだ線により囲まれた区域

A－ 2 の地点 57の地点から114度36分15秒、0.45メートルの地点

58の地点 A－ 2 の地点から114度36分15秒、4.37メートルの地点

59の地点 58の地点から101度41分28秒、5.57メートルの地点

60の地点 59の地点から86度10分40秒、4.23メートルの地点

61の地点 60の地点から64度55分27秒、6.18メートルの地点

62の地点 61の地点から49度58分29秒、5.31メートルの地点

63の地点 62の地点から33度45分34秒、5.05メートルの地点

64の地点 63の地点から19度22分13秒、4.28メートルの地点

65の地点 64の地点から 9 度41分43秒、12.08メートルの地点

66の地点 65の地点から13度19分13秒、4.19メートルの地点

67の地点 66の地点から23度48分59秒、4.10メートルの地点

68の地点 67の地点から37度21分18秒、3.99メートルの地点

69の地点 68の地点から48度12分45秒、3.37メートルの地点

70の地点 69の地点から54度41分54秒、1.44メートルの地点

71の地点 70の地点から64度03分59秒、4.42メートルの地点

72の地点 71の地点から69度22分05秒、51.45メートルの地点

73の地点 72の地点から69度02分30秒、10.20メートルの地点

74の地点 73の地点から62度28分33秒、6.84メートルの地点

75の地点 74の地点から56度52分43秒、1.68メートルの地点

76の地点 75の地点から51度37分46秒、7.77メートルの地点

77の地点 76の地点から43度08分56秒、7.71メートルの地点

78の地点 77の地点から35度15分11秒、6.51メートルの地点

---

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 79の地点  | 78の地点から27度12分49秒、25.09メートルの地点   |
| 80の地点  | 79の地点から31度03分15秒、5.77メートルの地点    |
| 81の地点  | 80の地点から44度58分45秒、5.81メートルの地点    |
| 82の地点  | 81の地点から61度25分34秒、4.75メートルの地点    |
| 83の地点  | 82の地点から75度08分24秒、4.34メートルの地点    |
| 84の地点  | 83の地点から81度41分11秒、3.44メートルの地点    |
| 85の地点  | 84の地点から87度56分09秒、21.57メートルの地点   |
| 86の地点  | 85の地点から84度24分14秒、2.44メートルの地点    |
| 87の地点  | 86の地点から76度08分55秒、3.01メートルの地点    |
| 88の地点  | 87の地点から63度43分32秒、15.34メートルの地点   |
| 89の地点  | 88の地点から67度08分08秒、4.95メートルの地点    |
| 90の地点  | 89の地点から72度02分19秒、5.13メートルの地点    |
| 91の地点  | 90の地点から80度24分51秒、6.49メートルの地点    |
| 92の地点  | 91の地点から87度37分44秒、4.79メートルの地点    |
| 93の地点  | 92の地点から192度29分46秒、10.28メートルの地点  |
| 94の地点  | 93の地点から195度46分06秒、8.58メートルの地点   |
| 95の地点  | 94の地点から178度38分31秒、4.98メートルの地点   |
| 96の地点  | 95の地点から164度07分50秒、3.22メートルの地点   |
| 97の地点  | 96の地点から134度01分58秒、4.40メートルの地点   |
| 98の地点  | 97の地点から107度29分05秒、6.85メートルの地点   |
| 99の地点  | 98の地点から112度07分07秒、3.62メートルの地点   |
| 100の地点 | 99の地点から146度17分12秒、8.22メートルの地点   |
| 101の地点 | 100の地点から151度42分28秒、3.23メートルの地点  |
| 102の地点 | 101の地点から38度44分30秒、4.04メートルの地点   |
| 103の地点 | 102の地点から349度26分48秒、7.98メートルの地点  |
| 104の地点 | 103の地点から48度22分12秒、6.47メートルの地点   |
| 105の地点 | 104の地点から41度29分28秒、11.02メートルの地点  |
| 106の地点 | 105の地点から87度24分45秒、2.61メートルの地点   |
| 107の地点 | 106の地点から34度43分11秒、1.91メートルの地点   |
| 108の地点 | 107の地点から34度46分08秒、0.15メートルの地点   |
| 109の地点 | 108の地点から131度06分27秒、10.37メートルの地点 |
| 110の地点 | 109の地点から140度17分41秒、3.29メートルの地点  |
| 111の地点 | 110の地点から152度55分41秒、3.34メートルの地点  |
| 112の地点 | 111の地点から162度47分24秒、13.73メートルの地点 |
| 113の地点 | 112の地点から171度56分13秒、2.66メートルの地点  |
| 114の地点 | 113の地点から184度18分15秒、2.37メートルの地点  |
| 115の地点 | 114の地点から201度24分53秒、3.05メートルの地点  |
| 116の地点 | 115の地点から221度23分06秒、3.27メートルの地点  |
| 117の地点 | 116の地点から232度23分32秒、7.58メートルの地点  |
| 118の地点 | 117の地点から234度55分45秒、3.87メートルの地点  |
| 119の地点 | 118の地点から237度35分21秒、4.37メートルの地点  |
| 120の地点 | 119の地点から242度54分55秒、4.98メートルの地点  |

---

121の地点 120の地点から248度19分17秒、4.42メートルの地点  
 122の地点 121の地点から251度54分35秒、18.39メートルの地点  
 123の地点 122の地点から292度06分30秒、16.30メートルの地点  
 124の地点 123の地点から286度15分37秒、1.85メートルの地点  
 125の地点 124の地点から271度55分44秒、2.02メートルの地点  
 126の地点 125の地点から258度15分44秒、2.92メートルの地点  
 127の地点 126の地点から249度17分36秒、37.55メートルの地点  
 128の地点 127の地点から242度17分59秒、5.17メートルの地点  
 129の地点 128の地点から232度06分26秒、5.09メートルの地点  
 130の地点 129の地点から223度01分42秒、6.66メートルの地点  
 131の地点 130の地点から223度10分31秒、1.60メートルの地点  
 132の地点 131の地点から222度07分15秒、39.14メートルの地点  
 133の地点 132の地点から217度48分32秒、7.14メートルの地点  
 134の地点 133の地点から213度43分38秒、22.27メートルの地点  
 135の地点 134の地点から110度51分07秒、3.17メートルの地点  
 136の地点 135の地点から214度28分20秒、0.65メートルの地点  
 137の地点 136の地点から214度27分54秒、4.35メートルの地点  
 138の地点 137の地点から204度43分18秒、7.55メートルの地点  
 139の地点 138の地点から197度09分41秒、5.45メートルの地点  
 140の地点 139の地点から196度02分57秒、7.80メートルの地点  
 141の地点 140の地点から187度36分14秒、17.85メートルの地点  
 142の地点 141の地点から179度35分24秒、12.30メートルの地点  
 143の地点 142の地点から168度06分59秒、8.68メートルの地点  
 144の地点 143の地点から165度00分41秒、10.35メートルの地点  
 A-4の地点 144の地点から166度01分57秒、6.39メートルの地点  
 A-3の地点 A-4の地点から263度10分02秒、91.24メートルの地点

#### ウ 面積

1工区 20,655.88平方メートル（竣功済）  
 2工区 22,363.75平方メートル  
 合計 43,019.63平方メートル

#### (2) 埋立てに関する工事の施行区域

##### ア 位置

島根県松江市美保関町下宇部尾481番地から同市下宇部尾478-1番地、544-7番地を経て1133-1番地に至る間の土地と地先公有水面及び国道431号道路敷

##### イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とノの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 和田多鼻四等三角点（北緯35度31分54.59秒、東経133度09分48.65秒）から69度07分34秒、684.75メートルの地点  
 イの地点 アの地点から353度09分58秒、107.29メートルの地点  
 ウの地点 イの地点から51度42分59秒、46.35メートルの地点  
 エの地点 ウの地点から313度49分08秒、35.43メートルの地点  
 オの地点 エの地点から232度48分55秒、51.40メートルの地点

カの地点 オの地点から274度03分35秒、38.42メートルの地点  
キの地点 カの地点から234度03分27秒、56.02メートルの地点  
クの地点 キの地点から240度14分35秒、60.32メートルの地点  
ケの地点 クの地点から254度01分01秒、90.30メートルの地点  
コの地点 ケの地点から287度52分10秒、73.02メートルの地点  
サの地点 コの地点から13度00分21秒、96.44メートルの地点  
シの地点 サの地点から89度02分52秒、68.35メートルの地点  
スの地点 シの地点から71度00分02秒、50.38メートルの地点  
セの地点 スの地点から61度40分37秒、49.58メートルの地点  
ソの地点 セの地点から52度33分55秒、295.55メートルの地点  
タの地点 ソの地点から64度01分12秒、36.05メートルの地点  
チの地点 タの地点から84度26分54秒、34.53メートルの地点  
ツの地点 チの地点から90度23分04秒、167.19メートルの地点  
テの地点 ツの地点から154度29分40秒、83.78メートルの地点  
トの地点 テの地点から224度51分32秒、58.70メートルの地点  
ナの地点 トの地点から251度27分04秒、60.45メートルの地点  
ニの地点 ナの地点から232度41分30秒、68.18メートルの地点  
ヌの地点 ニの地点から180度43分44秒、73.32メートルの地点  
ネの地点 ヌの地点から125度11分55秒、45.10メートルの地点  
ノの地点 ネの地点から173度09分59秒、93.07メートルの地点

ウ 面積

135,739.02平方メートル

3 埋立地の用途

公園・緑地用地

4 出願年月日

令和 7 年 9 月11日

5 縦覧場所

島根県土木部河川課及び松江市役所

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和 7 年10月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和 8 年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

(2) 委託場所及び数量

ア 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 3,700トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

- ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務
  - イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の資源化による処分業務
- なお、資源化による処分の詳細は仕様書による。

(4) 委託期間

令和 8 年 2 月 1 日（日）から令和 9 年 3 月31日（水）まで（ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は令和 8 年 2 月 1 日（日）から令和 9 年 1 月31日（日）まで）

(5) 入札方法

- ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥 1 トン当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。
- イ この入札は先抜け方式とする。入札執行は以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。詳細は入札説明書による。

(7) 開札順位 1

令和 8 年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

(4) 開札順位 2

令和 8 年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

(6) 開札順位 3

令和 8 年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

- ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第 3 条第 1 項に規定する入札参加資格者審査申請書を、令和 7 年11月 4 日（火）午後 5 時までに 3 の(1)の場所に提出し、審査要綱第 5 条第 1 項の規定による認定を受けなければならない。

- イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

- ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前 5 か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が 6 か月以上あるものをいう。

- エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前 5 か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の資源化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。なお、資源化による処分の詳細は仕様書による。

また、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が 6 か月以上あるものをいう。

- オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

- カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

コ 肥料原料化を行う者にあつては、下水汚泥を用いて肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条の登録を受けた肥料を生産していること。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)のイ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)のアのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)のウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)のアのうちセメント原料化業務、炭化製品化業務、肥料原料化業務又は資源化業務の認定を受け、(1)のエの要件を満たすこと。

また、肥料原料化業務を行う者にあつては、(1)のコの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課管理係 電話 0852-22-6579 F A X 0852-22-6049

メールアドレス sewer@pref.shimane.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

令和7年10月28日（火）から同年11月18日（火）までの間に島根県ホームページ（[https://www.pref.shimane.lg.jp/bid\\_info/](https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)）からダウンロードして入手すること。

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、令和7年10月28日（火）から同年11月18日（火）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び提出先

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 提出期限

令和7年12月9日（火）まで

ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

(5) 現地確認

ア 確認期間

令和7年10月31日（金）から同年11月14日（金）まで（休日を除く。）

確認時間は、午前9時から午後4時までとする。

## イ 確認方法

宍道湖流域下水道事務所に事前に電話連絡を行い、調整することとする。（電話 0852-37-0216）

## (6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

## ア 日時

令和 7 年12月10日（水） 午後 2 時30分

## イ 場所

島根県松江市殿町 8 番地 島根県庁南庁舎 5 階災害対策室

## ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。）は、立ち会うことができる。

## 4 落札者の決定方法

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

## 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の 3 第 1 項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

## (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要する。

## (7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3 の(1)に報告するとともに警察に通報すること。  
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

## 6 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Fertilizer, Cement, Carbonized Biosolid or Renewable Resources.

(2) Date and Time for Bidding : 2 : 30 p.m. December 10, 2025

(Applications by mail must arrive at the Office above by December 9, 2025)

- (3) Department in charge of contracts : Administration section, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-0887 Japan  
TEL : 0852-22-6579

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和7年10月28日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 委託業務名

令和8年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

### (2) 委託場所及び数量

ア 宍道湖西部浄化センター（島根県出雲市大社町中荒木2391）

イ 予定数量 1,800トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

### (3) 業務内容

ア 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の資源化による処分業務

なお、資源化による処分の詳細は仕様書による。

### (4) 委託期間

令和8年3月1日（日）から令和9年3月31日（水）まで（ただし、宍道湖西部浄化センターからの下水汚泥の搬出は令和8年3月1日（日）から令和9年2月28日（日）まで）

### (5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まない金額）を乗じたものを入札額とし、内訳書にその単価を示すこと。

イ この入札は先抜け方式とする。入札執行は以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。詳細は入札説明書による。

#### (7) 開札順位 1

令和8年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

#### (4) 開札順位 2

令和8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

#### (7) 開札順位 3

令和8年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

### (1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、令和7年11月4日（火）午後5時までに3の(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1

項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の資源化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。なお、資源化による処分の詳細は仕様書による。

また、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

ク 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

ケ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

## (2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)のイ及びオからケまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)のアのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)のウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)のアのうちセメント原料化業務、炭化製品化業務又は資源化業務の認定を受け、(1)のエの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

## 3 入札手続等

### (1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課管理係 電話 0852-22-6579 F A X 0852-22-6049

メールアドレス sewer@pref.shimane.lg.jp

### (2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付方法

令和7年10月28日（火）から同年11月18日（火）までの間に島根県ホームページ（[https://www.pref.shimane.lg.jp/bid\\_info/](https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)）からダウンロードして入手すること。

### (3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、令和7年10月28日（火）から同年11月18日（火）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければ

ばならない。

受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び提出先

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 提出期限

令和 7 年12月 9 日（水）まで

ウ 提出先

(1)の担当部局とする。

(5) 現地確認

ア 確認期間

令和 7 年10月31日（金）から同年11月14日（金）まで（休日を除く。）

確認時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

イ 確認方法

宍道湖流域下水道事務所に事前に電話連絡を行い、調整することとする。（電話 0852-37-0216）

(6) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

令和 7 年12月10日（水） 午後 3 時

イ 場所

島根県松江市殿町 8 番地 島根県庁南庁舎 5 階災害対策室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 落札者の決定方法

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の 3 第 1 項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、3の(1)に報告するとともに警察に通報すること。  
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

6 Summary

- (1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement, Carbonized Biosolid or Renewable Resources
- (2) Date and Time for Bidding : 3 : 00 p.m. December 10, 2025  
(Applications by mail must arrive at the Office above by December 9, 2025)
- (3) Department in charge of contracts : Administration section, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-0887 Japan  
TEL : 0852-22-6579

## 収 用 委 員 会 告 示

### 島根県収用委員会告示第9号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき書類は、次のとおり島根県収用委員会事務局（島根県土木部用地対策課内）において保管しているので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により告示する。

令和7年10月28日

島根県収用委員会会長 野 島 和 朋

1 送達すべき書類

令和7年10月16日付け裁決書

2 送達を受けるべき者の氏名及び住所

土地登記名義人（亡）河田文吉の相続人のうち書類を送達すべき場所を確知できない次の者

氏名 山口 幸男

住所 広島県広島市東区曙二丁目8番32-102号

3 書類の受領等

出頭の上、送達すべき書類の交付を受けること。

受領しないときは、令和7年11月18日をもって送達があったものとみなされる。